

復刻版

みんなの経営ミニ

2025.11.28

令和 8 年度に拡充が予定される助成金

賃上げ支援として、拡充が予定されている助成金を紹介します

I. 業務改善助成金

■ 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、設備投資費用の一部を助成

■ 拡充内容

従来は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業所が対象でしたが、令和 7 年 9 月から特例として事業場内最低賃金が地域別最低賃金未満の全ての事業所が対象へと拡充され令和 8 年も継続予定

II. 働き方改革推進支援助成金

■ 助成金の概要

生産性向上に向けた設備投資等の取り組みを行う費用を助成

■ 拡充内容

賃金を引き上げた場合の加算額を「5%以上の賃上げ」で最大 480 万円、「7%以上の賃上げ」で最大 720 万円へ拡大

III. 人材開発支援助成金

■ 助成金の概要

職務に関連した専門的な知識・技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成

■ 拡充内容

訓練終了後、訓練によって得た知識及び技能を活用した生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に購入費用の 50%（最大 150 万円）を助成する「設備投資助成」の新設

かわべのこぼれ話

通勤手当について

令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している労働者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されるため、年末調整での対応が必要になってきますので今年度の年末調整ではご注意ください。

また、通勤手当は税法上においては非課税ですが、労務上は賃金として雇用保険料や社会保険料の対象となります。

職場が遠い人ほど通勤手当も上がり、社会保険料等が高くなるのは割に合わないのでは、見直してもらいたいものです。

西田労務経営事務所



IV. 人材確保等支援助成金

■ 助成金の概要

雇用管理改善につながる制度（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、労働者の職場定着に取り組む事業主を助成

■ 拡充内容

- ①離職者数が採用者数より多い
 - ②3%以上の賃上げができていない
 - ③ハローワークによる雇用管理改善援助を受け、雇用管理改善等コンサルタントを利用する
- という3つの要件を満たす「雇用管理に困難を抱える事業所」が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算の新設

V. キャリアアップ助成金

■ 助成金の概要

非正規雇用の労働者を正社員に転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合に助成

■ 拡充内容

非正規雇用労働者の情報開示（「同一労働同一賃金」法制の施行5年の見直しにおいて、審議が進められている情報公表の促進の内容を踏まえて今後検討）を新たに実施した場合の加算措置（1事業所当たり20万円）の新設

各助成金には記載した内容以外に様々な要件がございますので、詳細は担当者へご確認ください。



冬はコロナやインフルエンザ等のウィルスが活発になりますのでご注意ください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

例年11月頃に厚生労働省から「雇用保険被保険者数お知らせはがき」が届きます。はがきが届きましたら、弊社で人数が正しいかを確認させていただきますので記載された人数をご連絡ください。

